

## 第9回愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議次第

日時：2020年5月15日（金）

午前10時から

場所：愛知県本庁舎6階 正庁

### 1 挨拶

### 2 議題

(1) 県民へのメッセージについて

(2) 新型コロナウイルス感染症 愛知県緊急事態措置の変更について

(3) その他

## 第9回愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

(順不同、敬称略)

《オブザーバー》

所属	職名	氏名
医療専門部会 (国立病院機構 名古屋医療センター)	部会長 (院長)	長谷川 好規
愛知県病院協会	会長	伊藤 伸一
愛知県医師会	会長	柵木 充明
名古屋商工会議所	専務理事	内田 吉彦
一般社団法人 中部経済連合会	専務理事	小川 正樹
日本労働組合総連合会 愛知県連合会	会長	佐々木 龍也
愛知県市長会	事務局長	加藤 正人
愛知県町村会	事務局長	宇佐見 比呂志

日時：2020年5月15日（金）

午前10時から

場所：愛知県庁本庁舎 6階 正庁

### 第9回愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 配席図



出入口

## 県民・事業者の皆様へのメッセージ

I. 愛知県では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、4月10日に県独自の「愛知県緊急事態宣言」を発出し、「緊急事態措置」を定め実施に移すとともに、4月16日の国の「緊急事態宣言」に基づく特定警戒都道府県への指定、5月4日には国の緊急事態宣言が5月31日まで延長されたことを受け、緊急事態宣言の期間を5月31日まで延長し、全力で感染防止対策に取り組んでいるところです。

これまで、医療関係者の皆様には、昼夜を問わず最前線で献身的に対応をいただくとともに、県民や事業者の皆様には、外出自粛や休業要請などにご協力をいただき、全ての皆様に、心より感謝申し上げます。

これらの取組の結果、新規感染者数は4月25日に1人となって以降、大きく減少傾向にあり、医療提供体制も十分に確保することができており、本日、国においても、法に基づく緊急事態宣言の対象区域から解除されたところです。

II. しかしながら、本県では、引き続き、感染防止対策の実施が必要であるため、県独自の緊急事態宣言の期間とした5月31日まで、緊急事態措置を継続しつつ、段階的に社会経済活動のレベルを上げていくため、学校については、18日以降の分散登校日の設定や25日からの分散登校や時差登校などを実施するほか、事業者の皆様への休業要請についても、順次、緩和することといたしました。

県民の皆様には、ご不便をおかけしますが、不要不急の外出自粛の継続をお願いするとともに、「三つの密」を回避し、「人と人の距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」など、基本的な感染対策を継続する「新しい生活様式」を実践していただきますようお願いいたします。

事業者の皆様には、これまでにクラスターが発生していない施設など感染リスクに応じて、順次、休業要請を緩和いたしますが、営業の再開・継続に際しては、施設毎に、入場者の制限や誘導を始め、感染防止対策の徹底をお願いいたします。

なお、これまでにクラスターが発生したことのある業態等については、今暫くの間、休業協力をお願いいたします。

Ⅲ. 今後も、感染状況と医療提供体制の確保の状況を、新規感染者数、陽性率、入院患者数により監視を続け、新たに設定した基準値を超えるなど、感染の拡大が認められた場合には、迅速かつ的確に規制による感染防止対策を講じてまいります。

県民の皆様の命を守り、一日でも早く、安心な日常生活と、活力ある社会経済活動を取り戻していくため、今後とも、社会経済活動とのバランスをとり、感染症対策に万全を期してまいりますので、県民・事業者の皆様には、引き続き、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

2020年 5月14日

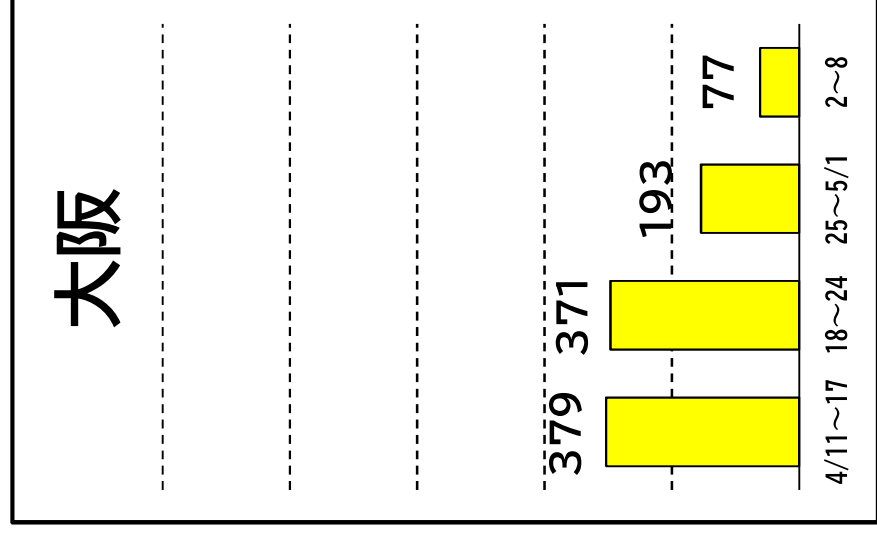
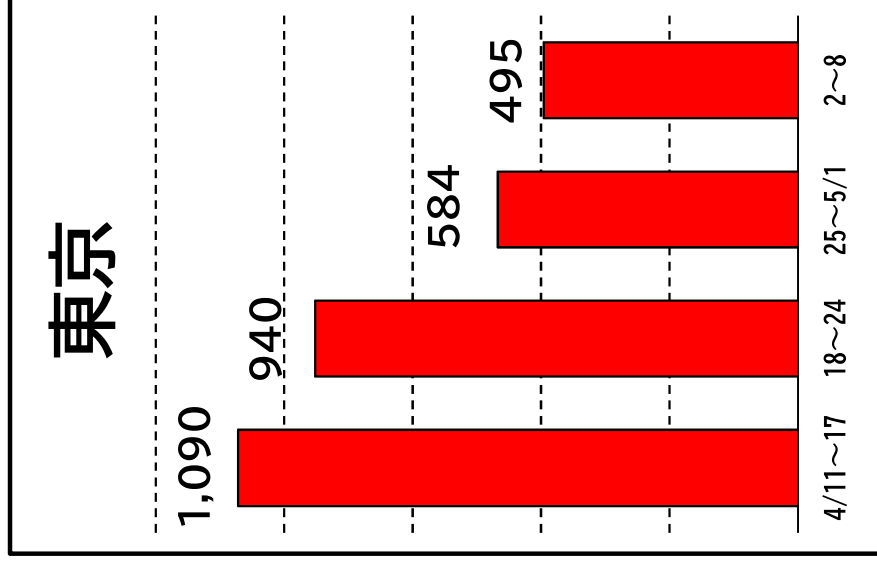
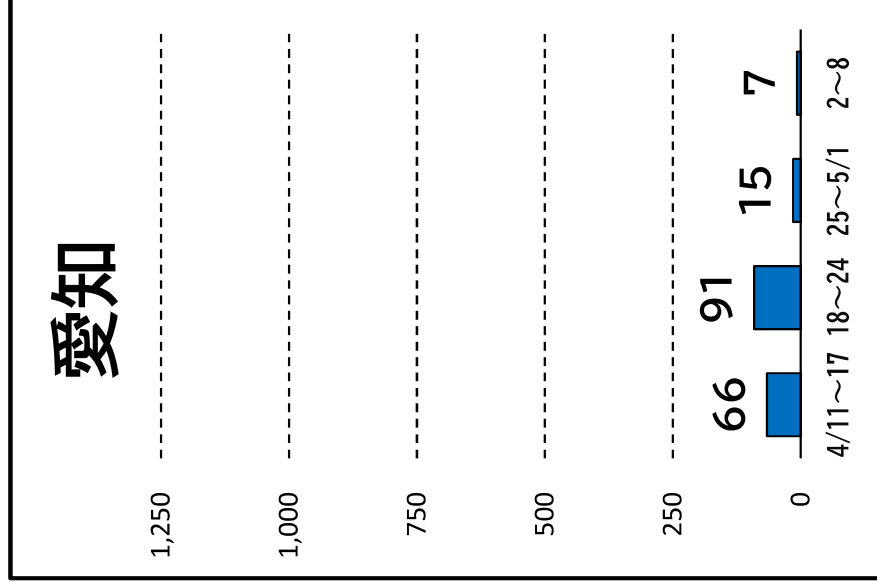
愛知県知事 大村 秀章

# 指 標

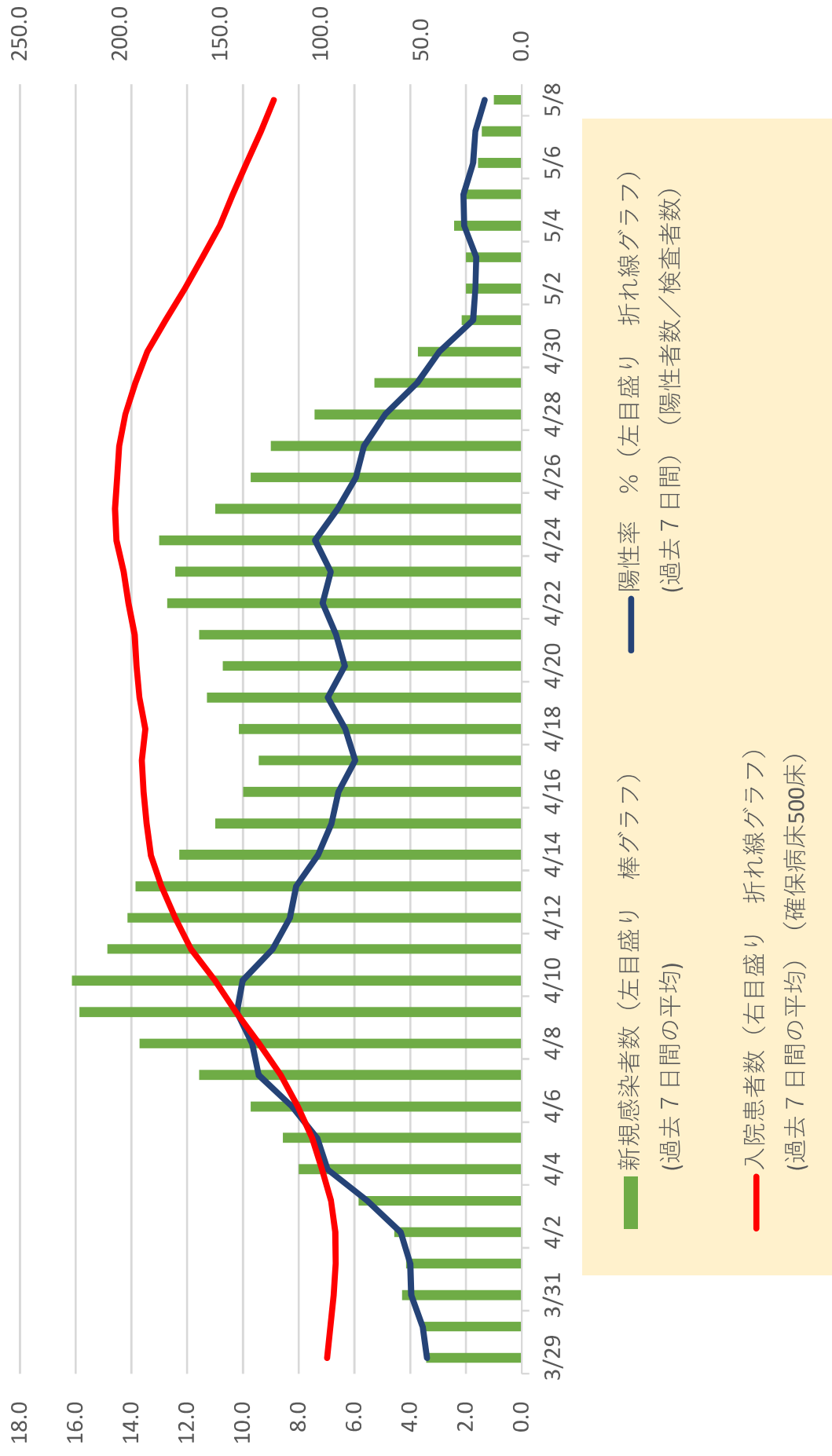
基準項目	注意(警戒)領域 (イエローゾーン)	危険領域 (レッドゾーン)
(1) 新規感染者数 (過去7日間の平均)	10人	20人
(2) 陽性率(過去7日間) (陽性者数/検査者数 <sup>注)</sup> )	5.0%	10.0%
(3) 入院患者数(過去7日間の平均) (確保病床500床)	150人	250人

注) 陰性確認の検査を除いた人数。

# 感染者数の推移



# 愛知県内発生 の患者 の状況





# 愛知県内発生のお客者の状況

国の緊急事態宣言  
(7都道府県)

県独自の緊急事態宣言

国の緊急事態宣言  
(全都道府県)

日付	3/29	3/30	3/31	4/1	4/2	4/3	4/4	4/5	4/6	4/7	4/8	4/9	4/10	4/11	4/12	4/13	4/14	4/15	4/16	4/17	4/18	4/19	4/20
検査件数	54	98	239	128	220	200	210	70	128	305	298	337	221	239	109	124	296	254	254	307	284	139	186
検査人数(A) <sup>注</sup>	37	63	179	90	147	133	163	53	74	216	224	242	178	199	79	81	197	176	177	216	217	94	130
新規陽性者数(B)	3	3	8	5	6	12	19	7	11	21	20	21	14	10	2	9	10	11	14	10	15	10	5
陽性率(B/A)	8.1	4.8	4.5	5.6	4.1	9.0	11.7	13.2	14.9	9.7	8.9	8.7	7.9	5.0	2.5	11.1	5.1	6.3	7.9	4.6	6.9	10.6	3.8
<b>新規陽性者数(直近過去7日間の平均)</b>	3.4	3.6	4.3	4.1	4.6	5.9	8.0	8.6	9.7	11.6	13.7	15.9	16.1	14.9	14.1	13.9	12.3	11.0	10.0	9.4	10.1	11.3	10.7
<b>陽性率(直近過去7日間)</b>	3.4%	3.6%	4.0%	4.0%	4.3%	5.5%	6.9%	7.2%	8.1%	9.2%	9.5%	10.0%	9.8%	8.8%	8.2%	8.0%	7.2%	6.7%	6.4%	5.9%	6.2%	6.8%	6.2%
感染経路不明者数	0	1	4	2	1	3	8	1	4	6	6	6	4	3	0	4	4	5	8	5	3	4	2
感染経路不明陽性者数(直近過去7日間の平均)	0.4	0.4	0.9	1.1	1.3	1.7	2.7	2.9	3.3	3.6	4.1	4.9	5.0	4.3	4.1	4.1	3.9	3.7	4.0	4.1	4.1	4.7	4.4
感染経路不明者の割合	0%	33%	50%	40%	17%	25%	42%	14%	36%	29%	30%	29%	29%	30%	0%	44%	40%	45%	57%	50%	20%	40%	40%
入院者数	96	88	91	93	97	106	125	130	139	151	168	178	178	210	185	186	189	182	188	185	198	205	196
<b>入院者数(直近過去7日間の平均)</b>	97.0	95.3	93.7	92.7	92.9	95.0	99.4	104.3	111.6	120.1	130.9	142.4	152.7	164.9	172.7	179.4	184.9	186.9	188.3	189.3	187.6	190.4	191.9
入所者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	15	15	18	18	22	30	33	33	36	38	36
入院者数と入所者数の合計	96	88	91	93	97	106	125	130	139	151	168	184	193	225	203	204	211	212	221	218	234	243	232
退院者数	1	11	5	3	2	3	0	0	1	8	3	5	4	0	0	8	3	11	5	13	0	1	10
退院者数(累計)	50	61	66	69	71	74	74	74	75	83	86	91	95	95	95	103	106	117	122	135	135	136	146

注) 陰性確認の検査を除いた人数。

日付	4/21	4/22	4/23	4/24	4/25	4/26	4/27	4/28	4/29	4/30	5/1	5/2	5/3	5/4	5/5	5/6	5/7	5/8	5/9	5/10	5/11	5/12	計
検査件数	355	260	261	247	228	123	162	247	185	143	231	211	142	109	110	104	114	198	171	80	98		14,512
検査人数(A) <sup>注</sup>	230	210	202	172	151	67	95	173	130	94	150	134	87	60	61	44	69	122	120	60	55		8,492
新規陽性者数(B)	16	19	12	14	1	1	0	5	4	1	3	0	1	3	3	0	0	0	3	0	1	1	496
陽性率(B/A)	7.0	9.0	5.9	8.1	0.7	1.5	0	2.9	3.1	1.1	2.0	0	1.1	5.0	4.9	0	0.0	0	2.5	0	1.8		5.8
<b>新規陽性者数(直近過去7日間の平均)</b>	<b>11.6</b>	<b>12.7</b>	<b>12.4</b>	<b>13.0</b>	<b>11.0</b>	<b>9.7</b>	<b>9.0</b>	<b>7.4</b>	<b>5.3</b>	<b>3.7</b>	<b>2.1</b>	<b>2.0</b>	<b>2.0</b>	<b>2.4</b>	<b>2.1</b>	<b>1.6</b>	<b>1.4</b>	<b>1.0</b>	<b>1.4</b>	<b>1.3</b>	<b>1.0</b>	<b>0.7</b>	
<b>陽性率(直近過去7日間)</b>	<b>6.5%</b>	<b>7.0%</b>	<b>6.7%</b>	<b>7.3%</b>	<b>6.5%</b>	<b>5.9%</b>	<b>5.6%</b>	<b>4.9%</b>	<b>3.7%</b>	<b>2.9%</b>	<b>1.7%</b>	<b>1.7%</b>	<b>1.6%</b>	<b>2.1%</b>	<b>2.1%</b>	<b>1.7%</b>	<b>1.7%</b>	<b>1.2%</b>	<b>1.8%</b>	<b>1.7%</b>	<b>1.3%</b>		
感染経路不明者数	4	3	1	5	1	0	0	2	2	1	2	0	0	1	1	0	0	0	3	0	0	1	131
感染経路不明陽性者数(直近過去7日間の平均)	4.4	4.1	3.1	3.1	2.9	2.3	2.0	1.7	1.6	1.6	1.1	1.0	1.0	1.1	1.0	0.7	0.6	0.3	0.7	0.7	0.6	0.6	
感染経路不明者の割合	25%	16%	8%	36%	100%	0%	0%	40%	50%	100%	67%	0%	0%	33%	33%	0%	0%	0%	100%	0%	0%	100%	
入院者数	196	204	205	209	203	198	189	175	169	163	145	136	136	129	129	122	112	101	96	95	84	76	
<b>入院者数(直近過去7日間の平均)</b>	<b>192.9</b>	<b>196.0</b>	<b>198.4</b>	<b>201.9</b>	<b>202.6</b>	<b>201.6</b>	<b>200.6</b>	<b>197.6</b>	<b>192.6</b>	<b>186.6</b>	<b>177.4</b>	<b>167.9</b>	<b>159.0</b>	<b>150.4</b>	<b>143.9</b>	<b>137.1</b>	<b>129.9</b>	<b>123.6</b>	<b>117.9</b>	<b>112.0</b>	<b>105.6</b>	<b>98.0</b>	
入所者数	36	39	42	38	39	36	28	22	23	24	24	22	21	20	17	15	14	14	11	10	8	9	
入院者数と入所者数の合計	232	243	247	247	242	234	217	197	192	187	169	158	157	149	146	137	126	115	107	105	92	85	
退院者数	9	13	8	13	5	9	17	25	8	5	21	10	2	11	6	9	11	11	11	2	17	8	377
退院者数(累計)	155	168	176	189	194	203	220	245	253	258	279	289	291	302	308	317	328	339	350	352	369	377	

注) 陰性確認の検査を除いた人数。

# 新型コロナウイルス感染症対策の判断指標についての考え方(5月11日)



大村秀章 ● @ohmura\_hideaki · 19時間

1 愛知県の新型コロナウイルス感染者の状況は次の通りですが、4月25日に1人となって以降、大きく減少傾向にあります。そこで、GW前、中、後も、こうした状況を慎重に分析、検証し、医療体制をしっかりと確保しながら、社会・経済活動とのバランスをとっていく方策を模索してきました。



大村秀章 ● @ohmura\_hideaki · 19時間

2 そもそも、愛知は、感染者数が一気に増加して医療提供体制が極度に逼迫している東京・大阪とは、全く状況が異なります。愛知は、一貫して、県民の命を守るための医療提供体制は十二分に確保することができております。医療はじめ関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

## 感染者数の推移





大村秀章 ● @ohmura\_hideaki · 19時間



3 愛知県の感染状況は、ここ2週間の数値データを見ると、既に落ち着いてきているとも見られますので、社会・経済活動の再開に向けて、その準備をしていく段階であると考えられます。そこで、近く医療・経済等の専門家の皆さんの意見をお聞きする機会を設けて、適切に判断していきたいと考えます。



大村秀章 ● @ohmura\_hideaki · 19時間



4 感染症は、経験則からしても、第一波に続き、第二波、三波と襲ってくるのが想定されます。その都度、感染症の拡大防止対策と社会経済活動とを、バランスとってやっていかなければなりません。規制を締めて強化したり緩めたりすることで、機動的に対応していくことが、今後とも求められています。



大村秀章 ● @ohmura\_hideaki · 19時間



5 そこで、その際の判断基準となる指標を策定しました。新規感染者数、陽性率、入院患者数の過去7日間平均の数値を基準として、注意(警戒)領域(イエローゾーン)を1つでも上回れば、警告を発し一部規制モードに入り、危険領域(レッドゾーン)をすべて上回れば、厳しく規制するというものです。

## 指 標

基 準 項 目	注意(警戒)領域 (イエローゾーン)	危険領域 (レッドゾーン)
(1) 新規感染者数 (過去7日間の平均)	10人	20人
(2) 陽性率 (過去7日間) (陽性者数/検査者数 <sup>注)</sup> )	5.0%	10.0%
(3) 入院患者数 (過去7日間の平均) (確保病床 500床)	150人	250人

注) 陰性確認の検査を除いた人数。



大村秀章 @ohmura\_hideaki · 20時間



6 これらは、すべて今回の経験値に基づくものです。次の表は、3月末以降の検査人数、新規陽性者数、陽性率、入院者数等のデータです。今回の経験値を基に、今後とも、感染症対策と社会経済活動とをバランスとって適切に取り組んでいくと共に、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期して参ります！

### 愛知県内発生 of 患者の状況

国の緊急事態宣言  
(7都道府県)

県独自の緊急事態宣言

国の緊急事態宣言  
(全都道府県)

日付	3/29	3/30	3/31	4/1	4/2	4/3	4/4	4/5	4/6	4/7	4/8	4/9	4/10	4/11	4/12	4/13	4/14	4/15	4/16	4/17	4/18	4/19
検査件数	54	98	239	126	217	198	209	68	123	302	297	333	216	237	107	121	290	253	251	305	280	136
検査人数(A) <sup>(注)</sup>	37	63	179	88	144	131	162	51	69	213	223	238	173	197	77	78	191	175	174	214	213	91
新規陽性者数(B)	3	3	8	5	6	12	19	7	11	21	20	21	14	10	2	9	10	11	14	10	15	10
陽性率(B/A)	8.1	4.8	4.5	5.7	4.2	9.2	11.7	13.7	15.9	9.9	9.0	8.8	8.1	5.1	2.6	11.5	5.2	6.3	8.0	4.7	7.0	11.0
新規陽性者数(直近過去7日間の平均)	3.4	3.6	4.3	4.1	4.6	5.9	8.0	8.6	9.7	11.6	13.7	15.9	16.1	14.9	14.1	13.9	12.3	11.0	10.0	9.4	10.1	11.3
陽性率(直近過去7日間)	3.4%	3.6%	4.0%	4.0%	4.3%	5.5%	7.0%	7.3%	8.3%	9.4%	9.7%	10.3%	10.6%	8.9%	8.3%	8.1%	7.3%	6.8%	6.6%	6.0%	6.3%	7.0%
感染経路不明者数	0	1	4	2	1	3	8	1	4	6	6	6	4	3	0	4	4	5	8	5	3	4
感染経路不明陽性者数(直近過去7日間の平均)	0.4	0.4	0.9	1.1	1.3	1.7	2.7	2.9	3.3	3.6	4.1	4.9	5.0	4.3	4.1	4.1	3.9	3.7	4.0	4.1	4.1	4.7
感染経路不明者の割合	0%	33%	50%	40%	17%	25%	42%	14%	36%	29%	30%	29%	29%	30%	0%	44%	40%	45%	57%	50%	20%	40%
入院者数	96	88	91	93	97	106	125	130	139	151	168	178	178	210	185	186	189	182	188	185	198	205
入院者数(直近過去7日間の平均)	97.0	95.3	93.7	92.7	92.9	95.0	99.4	104.3	111.6	120.1	130.9	142.4	152.7	164.9	172.7	179.4	184.9	186.9	188.3	189.3	187.6	190.4
入所者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	15	15	18	18	22	30	33	33	36	38
入院者数と入所者数の合計	96	88	91	93	97	106	125	130	139	151	168	184	193	225	203	204	211	212	221	218	234	243
退院者数	1	11	5	3	2	3	0	0	1	8	3	5	4	0	0	8	3	11	5	13	0	1
退院者数(累計)	50	61	66	69	71	74	74	74	75	83	86	91	95	95	95	103	106	117	122	135	135	136

(注) 陽性確認の検査を除いた人数。

日付	4/20	4/21	4/22	4/23	4/24	4/25	4/26	4/27	4/28	4/29	4/30	5/1	5/2	5/3	5/4	5/5	5/6	5/7	5/8	5/9	5/10	計
検査件数	181	349	255	258	247	228	123	162	247	185	143	231	211	142	109	110	104	112	117			12,184
検査人数(A) <sup>(注)</sup>	125	224	205	199	172	151	67	95	173	130	94	150	134	87	60	61	44	67	73			8,133
新規陽性者数(B)	5	16	19	12	14	1	1	0	5	4	1	3	0	1	3	3	0	0	0	3	0	494
陽性率(B/A)	4.0	7.1	9.3	6.0	8.1	0.7	1.5	0	2.9	3.1	1.1	2.0	0	1.1	5.0	4.9	0	0	0.0			6.1
新規陽性者数(直近過去7日間の平均)	10.7	11.6	12.7	12.4	13.0	11.0	9.7	9.0	7.4	5.3	3.7	2.1	2.0	2.0	2.4	2.1	1.6	1.4	1.0	1.4	1.3	
陽性率(直近過去7日間)	6.3%	6.7%	7.1%	6.8%	7.4%	6.6%	5.9%	5.7%	4.9%	3.7%	2.9%	1.7%	1.7%	1.6%	2.1%	2.1%	1.7%	1.7%	1.3%			
感染経路不明者数	2	4	3	1	5	1	0	0	2	2	1	2	0	0	1	1	0	0	0	3	0	130
感染経路不明陽性者数(直近過去7日間の平均)	4.4	4.4	4.1	3.1	3.1	2.9	2.3	2.0	1.7	1.6	1.6	1.1	1.0	1.0	1.1	1.0	0.7	0.6	0.3	0.7	0.7	
感染経路不明者の割合	40%	25%	16%	8%	36%	100%	0%	0%	40%	50%	100%	67%	0%	0%	33%	33%	0%	0%	0%	100%	0%	
入院者数	196	196	204	205	209	203	198	189	175	169	163	145	136	136	129	129	122	112	101	96		
入院者数(直近過去7日間の平均)	191.9	192.9	196.0	198.4	201.9	202.6	201.6	200.6	197.6	192.6	186.6	177.4	167.9	159.0	150.4	143.9	137.1	129.9	123.6	117.9		
入所者数	36	36	39	42	38	39	36	28	22	23	24	24	22	21	20	17	15	14	14	11		
入院者数と入所者数の合計	232	232	243	247	247	242	234	217	197	192	187	169	158	157	149	146	137	126	115	107		
退院者数	10	9	13	8	13	5	9	17	25	8	5	21	10	2	11	6	9	11	11	11		
退院者数(累計)	146	155	168	176	189	194	203	220	245	253	258	279	289	291	302	308	317	328	328	339		

(注) 陽性確認の検査を除いた人数。

# PCR検査能力の拡充

	5/10現在	5/12	5/18	5/29	6月中旬	秋
県全体	300	638	758	880	1,100	1,300
県衛生研究所	120	120	240※ <sub>1</sub>	280※ <sub>2</sub>	320※ <sub>3</sub>	480※ <sub>4</sub>
保健所設置市 民間検査機関	180	180	180	220※ <sub>5</sub>	220	220
医療機関 (52)		338※ <sub>6</sub>	338	380※ <sub>7</sub>	560※ <sub>8</sub>	600※ <sub>9</sub>

※1～4 衛生研究所における検査体制の強化・充実

時期	検査能力	強化・充実の内容
5/10	120件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8名1班体制</li> <li>・ 検査機器 (3台)</li> <li>・ 40件/回×3回</li> </ul>
5/18	240件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4名増員 (12名2班体制)</li> <li>・ 40件/回×6回</li> </ul>
5/29	280件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4名増員 (16名2班体制)</li> <li>・ 40件/回×7回</li> </ul>
6月中旬	320件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術研修による処理件数の増加</li> <li>・ 40件/回×8回</li> </ul>
秋	480件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8名増員 (24名3班体制)</li> <li>・ 技術研修による処理件数の増加</li> <li>・ 検査機器の追加 (3台追加)</li> <li>・ 40件/回×12回</li> </ul>

※5 民間検査機関の検査可能件数の増 40件増加

※6～9 県内の医療機関に協力依頼して応じて頂いたPCR検査可能件数

時期	検査能力	強化・充実の内容
5/12	338件	5月12日時点での14医療機関における検査可能件数
5/29	380件	19医療機関 (新規5か所) における検査可能件数 (42件増加)
6月中旬	560件	21医療機関 (新規2か所、充実・強化1か所) における検査可能件数 (180件増加)
秋	600件	23医療機関 (新規2か所) における検査可能件数 (40件増加)

# 検査能力の拡充を検査件数の増加につなげる 国・県の主な取組

## ①（国）相談・受診の目安の緩和（5月8日付け通知）

（見直し前）

- ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方
- ・重症化しやすい方は2日以上続く場合
- ・強いだるさや息苦しさがある方

↓

（見直し後）

- ・息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状がある場合
- ・重症化しやすい方で、比較的軽い風邪の症状がある場合
- ・比較的軽い風邪の症状が続く場合  
（これらに該当しない場合の相談も可能）

## ②（県）相談・受診の目安の改訂を踏まえた検査対象者の拡大を 保健所等へ周知（5月2日、5月6日及び5月8日付け通知）

- ・帰国者・接触者相談センターの運用にあつては、相談者の状況を踏まえ、柔軟に判断し、帰国者・接触者外来へ積極的に受診調整を行うこと（5/2）
- ・帰国者・接触者相談センターの運用にあつては、相談者の状況を踏まえ、柔軟に判断し、確実に帰国者・接触者外来につなげること（5/6）
- ・地区医師会等と協議し、帰国者・接触者外来の拡充やPCR検査所の設置を行うこと（5/8）

## ③（県）ドライブスルー方式によるPCR検査所の開設（5月15日設置）

- ・瀬戸保健所豊明保健分室で業務開始（5/15～）  
（検査受付数）15件/日×2回/週＝30件/週
- ・名古屋市、豊橋市についても、5月中に開設する方向で準備中
- ・順次、検査所を開設することにより検査件数の増加を図る

## ④（国）唾液を使ったPCR検査法の導入

- ・検体に唾液を使うことを5月中にも認める方向で検討中
- ・県としても、この手法を活用して検査数を大幅に増加する方向で具体的な手順を検討中

## 新型コロナウイルス感染症 愛知県緊急事態措置（案）

「新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法という。)」及び「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和 2 年 5 月 14 日変更。以下「国対処方針という。)」に基づき、以下により「愛知県緊急事態措置」を継続実施する。

### ■ 1. 措置を実施する期間

- 2020 年 4 月 10 日(金)から 5 月 31 日(日)まで。( 5 月 7 日(木)から 25 日間延長 )

### ■ 2. 措置の対象とする区域

- 愛知県全域

### ■ 3. 実施する措置の内容

#### (1) 感染状況及び医療提供体制の状況を踏まえた感染拡大防止策

- 外出の自粛や休業協力要請等の感染拡大防止策を講じるにあたっては、感染状況(疫学的状況)、医療提供体制の状況等を踏まえて、社会経済活動の維持との両立に配慮した取組を実施する。
- 感染状況については、過去7日間における平均の新規感染者数や検査者数に占める陽性者の割合(陽性率)、医療提供体制の状況については、過去7日間における平均入院患者数により、常に定量的な評価を行い見える化を図るとともに、外出の自粛や休業協力の要請、緩和・解除に際しては、基準値を設け適切に判断する。
- 仮に、再度、感染の拡大が認められた場合には、感染拡大防止策を講じる必要があることを、県民・事業者に周知し、理解と協力を求める。

#### (2) 県民の外出の自粛 (法第 24 条第 9 項)

- 生活の維持に必要な場合を除き、不要不急の外出の自粛の協力を要請する。
- やむを得ず外出する場合でも、「密閉」「密集」「密接」(以下、「三つの密」)を避ける行動を徹底することや、テレワークや時差出勤などに努めることを呼びかける。
- 特に、現にクラスターが発生している繁華街の接待を伴う飲食店等への外出自粛については、年齢を問わず外出を自粛するよう協力を要請する。
- また、地域の移動の自粛、大規模イベントの自粛、特定警戒都道府県を始めとする相対的にリスクの高い都道府県との間の人の移動についても極力避けるよう協力を要請する。観光施設等に人が集中するおそれがあるときは、当該施設に対して入場者の制限等、適切な対応を求める。
- さらに、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、接触機会を極力低減することを目指し、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗いや人と人の距離の確保などの基本的な感染対策を継続する「新しい生活様式(生活スタイル)」を定着していくことの趣旨や必要性について、あらゆる機会を捉えて県民に周知する。

#### (3) 事業者への休業協力要請(施設の使用停止及び催物の開催の自粛の要請) (法第 24 条第 9 項)

- 感染リスクが高く、感染拡大の可能性の高い施設等に対する休業協力要請については、施設種別ごとのリスクの態様や、これまでにクラスターが発生した施設類型などを勘案し、県内の感染状況等を



踏まえ、より社会経済活動との両立に配慮しつつ、以下により、適切に要請・緩和・解除を行う。

1) 要請期間 4月17日(金)から5月31日(日)まで

2) 施設区分

施設区分Ⅰ：これまでにクラスターの発生が見られず、かつ県民の健康的な生活に資する

施設種別

施設区分Ⅱ：これまでにクラスターの発生が見られない施設種別

施設区分Ⅲ：これまでにクラスターが発生しているような施設種別、「三つの密」がある施設種別

3) 休業協力を要請する施設（法第24条第9項）

- ・ 別表1に示す施設区分Ⅲについては、引き続き、「休業協力要請」を継続する。

4) 感染防止対策を要請する施設（法第24条第9項）

- ・ 別表2に示す施設区分Ⅰ及び施設区分Ⅱ（床面積の合計が1,000m<sup>2</sup>以下で特措法によらない協力依頼を行っている施設を含む）については、休業協力要請を緩和するが、営業を継続又は再開する際の徹底した感染防止対策の実施の協力を要請する。
- ・ 感染防止対策は、施設の種別毎のリスクの態様に応じて、「入場者の制限や誘導」「手指消毒設備の設置」「マスクの着用」等を含め、「三つの密」の徹底的な回避、換気、人と人との距離確保等、別表4に示す感染防止対策の実施の協力を要請する。
- ・ 別表3に示す県民の生活や社会活動の維持に必要な施設は、基本的に休止を要請しないが、別表4に示す適切な感染防止対策の協力を要請する。また、食事を提供する施設等については、営業時間短縮の協力依頼を緩和するが、特に感染防止対策を徹底するよう協力を要請する。
- ・ さらに、職場への出勤は外出自粛等の要請の対象から除外しているが、事業者に対し、引き続き、在宅勤務やローテーション勤務、時差出勤や自転車通勤等、接触機会を低減する取組を働きかける。
- ・ 県立学校については5月24日(日)までを臨時休業とし、市町村立の学校についても休業を要請する。
- ・ なお、5月17日(日)までは、原則として登校日は設けない。18日(月)以降は、学校再開準備期間として分散による登校日を設定する。さらに、休業期間後の5月25日(月)から31日(日)までは分散登校や時差登校などを実施する。これらについて、県立学校に通知するとともに、市町村立の学校に要請する。
- ・ また、私立学校に対しては、引き続き、必要な情報を提供していく。
- ・ 県立学校の臨時休業時による学習の遅れを取り戻すため、オンライン授業を活用した子供たちの学びを保障できる環境を整備する。
- ・ 仮に、再度、感染の拡大が認められた場合における法第45条第2項、第3項、第4項に基づく要請、指示、公表については、国に協議の上、外出の自粛及び前項までの休業協力要請等の効果を見極めつつ、専門家の意見も聞いた上で行うものとする。

(4) 臨時の医療施設における医療の提供

- ・ 新型コロナウイルス感染症に対応する医療体制「愛知方式」では、医療崩壊を防ぐため、重点医療機関等に入院の必要な中等症の患者を集中的に受け入れるとともに、重症者に対しては、高度医療を提供できる治療体制を確保し、軽症者や症状がない患者については、自宅や宿泊施設等での安静・療養を原則としている。
- ・ 「愛知方式」による医療の提供にあたって、再度、感染の拡大が認められるなど、必要が生じた場合は、法に基づき臨時の医療施設における医療の提供、そのための土地・建物の使用を行う。

#### (5) 緊急物資の運送

- 必要に応じ、緊急事態措置の実施に必要な物資、医薬品、医療機器などの輸送を、指定公共機関である輸送事業者に要請する。

#### (6) 物資の売り渡しの要請

- 必要に応じ、緊急事態措置の実施に必要な食料、医薬品などの物資について、所有者に対して売り渡しを要請する。

#### (7) 生活関連物資等の価格の安定等

- 必要に応じ、国や市町村と連携し、県民の生活に関わる物資・役務の価格の高騰や、供給不足が生じないよう関係事業者団体等に対して要請する。

### ■4. 緊急事態措置を円滑に行うための取組み

#### (1) 県民・事業者への周知

- 緊急事態措置の実施にあたり、知事から、県民・事業者に強くアピールし、理解と協力を求める。
- ホームページ、SNS などあらゆる媒体を活用し、県が行う緊急事態措置の周知に努める。
- 施設の利用制限の措置を行う場合は、関係団体等を通じて、周知する。

#### (2) 緊急事態措置に伴う影響への対応

- 緊急事態措置により影響を受ける県民・事業者等に対して、「愛知県新型コロナウイルス感染症緊急対策」や「愛知県新型コロナウイルス感染症経済対策」、国の緊急経済対策に基づく施策などにより、きめ細かな支援に努める。
- 愛知県・市町村新型コロナウイルス感染症対策協力金により、4月17日(金)からの休業要請と営業時間短縮の要請に全面的に協力いただける地元中小事業者等に対し、市町村と連携して協力金を交付する。
- 新型コロナウイルス感染症対策理容業・美容業休業協力金により、県が指定する期間、自主的に休業した理美容事業者に対し、休業協力金を交付する。
- 中小・小規模企業総合相談窓口等により、売り上げ不振を始めとする県民や事業者からの社会経済面の相談に対応する。

#### (3) 医療面での対策

- 患者受け入れ等の医療提供体制の強化、検査体制の充実、相談体制の整備や情報提供など、県民の生命と健康を守る取り組みを引き続き進める。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、入院協力医療機関や帰国者・接触者外来への設備整備の支援を行う。
- 感染症指定医療機関等の負担軽減のため、新型コロナウイルス感染症の軽症者が療養を行う宿泊施設を開設する。
- 新型コロナウイルスに感染した患者等に対応した医療従事者の処遇改善を図るため、県独自の応援金を創設し、患者を受け入れる入院医療機関に交付する。
- 感染拡大と患者数の増加に対応するため、医療用マスクや防護服などの医療用物資を医療機関等に提供する。医療用物資の確保に際しては、企業、団体、個人等の協力も得ながら迅速に進める。
- 地域の診療所等で診察を受け、PCR検査が必要と判断される方の需要増大に備えるとともに、帰国者・接触者外来の負担を軽減するため、屋外でのドライブスルー方式等によるPCR検査を集中的に

行うPCR検査所を設置する。

#### (4) 経済対策

- 県民の生活や企業等の経済活動への影響を最小限に抑えるため、県独自に、あるいは国の緊急経済対策に呼応して、県内市町村とも緊密な連携を図りながら取組を推進することにより、現下の厳しい経済状況を克服し、活力ある社会経済活動を取り戻す。

##### 1) 事業者に対する支援

- 国制度を活用した実質無利子、無担保、保証料ゼロの融資制度「感染症対応資金」により、一段と業況が悪化する中小・小規模事業者の借換や長期資金のニーズに対応する。  
また、事業が正常化するまでの当座資金として、また、雇用調整助成金等が給付されるまでのつなぎ資金として、実質無利子、無担保、保証料ゼロの融資制度「緊急小口つなぎ資金」により、中小・小規模事業者の資金繰り支援を拡充する。
- 無担保、かつ延滞金なしで、1年間、県税の徴収を猶予する特例措置を創設し、収入が大幅に減少した事業者等の負担を軽減する。
- 農業、漁業、製造業、飲食業、小売業など幅広い業種で活用できる持続化給付金について、きめ細かな相談対応を実施するとともに、中小企業が支給する休業手当を助成する雇用調整助成金について、あいち労働総合支援フロア「労働相談コーナー」や県民事務所等産業労働課における労働相談、県ホームページ、メールマガジン等を通じて周知する。
- 国と県が利子補給を行い、当初5年間実質無利子・無担保・無保証料で借り入れできる農業近代化資金及び漁業近代化資金について、融資枠を拡大し、農林水産事業者等を支援する。
- イベントや冠婚葬祭の自粛等により需要が低迷している「花き」や大葉等の「つまもの」について、新たな利活用に取り組む農業者を支援する。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、活動の場が減少したアーティストや文化芸術団体等の活動を支援する。

##### 2) 家計に対する支援

- 新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業により、収入が減少した世帯に対して、生活福祉資金貸付制度の拡充により、生活費用を支援するとともに、住居確保給付金の支給対象を拡大し、離職や廃業と同程度の状況になり、住居を失った又は住居を失うおそれのある世帯に対し、期間を定めて家賃相当額を支援する。
- 新型コロナウイルス感染症の影響による解雇等により、住まいの確保が困難となった方に県営住宅を提供する。

##### 3) さらになる対策

- 感染症拡大が収束した後を見据え、国の取組と足並みを揃えながら、経済回復への支援策を展開する。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大が収束した後の官民一体型の消費喚起キャンペーンの実施など、観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業等に対する支援
- スマート農業の導入・実証などを通じた農林水産業への支援
- 文化芸術、スポーツ活動の事業継続や生活維持に係る支援
- 生産拠点の国内回帰や多元化等を通じたサプライチェーン改革
- 海外展開企業の事業の円滑化、農林水産物・食品の輸出力の維持・強化及び国内供給力の強化

## 支援

### ・ テレワークや遠隔教育など、リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速

#### (5) 多くの人が集まる場での対策

- 多くの人が集まる場での対策として、スーパー等における「あいちの買い物ルール」の実践や、公園等利用時のお願いなど、少人数での利用・混雑を避ける・人と人の距離を適切にとる等の行動を促す。

#### (6) 市町村との連携

- 本緊急事態措置を市町村に周知し、県民の外出の自粛の要請など、緊急事態措置の実施に協力を求める。

#### (7) 海外からの帰国者への対応

- 帰国後に咳や発熱等の症状が出た場合は、帰国者・接触者相談センターに相談するよう周知する。

#### (8) 県の実施体制

- 緊急事態措置の実施期間中、県民や事業者等の疑問や不安に対応するため、ワンストップで対応する「県民相談窓口(コールセンター)」を開設する。
- 県が主催するイベントの開催や県民利用施設の再開等については、適時適切に判断する。
- 緊急性のない業務の休止や延期、縮小などを徹底し、全庁を挙げて、緊急事態措置を含めた新型コロナウイルス対策を推進する。

## ■5. 県民の皆様、事業者の皆様へのお願い

### (1) 外出自粛等のお願い

- 県民の皆様に対して、以下の取組を継続して頂くようお願いいたします。
- 今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、接触機会を極力低減することを目指し、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、人と人の距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生などの基本的な感染対策を継続する「新しい生活様式(生活スタイル)」を実践して頂くようお願いいたします。

- ① 医療機関への通院、食料・医療品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など生活の維持のために必要な場合を除き、不要不急の外出の自粛。いわゆる「3つの密」がそろそろ場への外出や集まりへの参加について自粛。
- ② 繁華街の接待を伴う飲食店等への外出自粛
- ③ 地域での移動の自粛、大規模イベントの自粛、県外への移動の自粛
- ④ スーパー等での買い物の際の、少人数・短時間・咳エチケットの徹底・混雑時を避ける・買いためや買い急ぎはしない・毎日の利用はしないの「あいちの買い物ルール」の実践
- ⑤ 接触機会を低減する「新しい生活様式(生活スタイル)」の実践

### (2) 休業協力等のお願い

- 事業者の皆様に対して、感染リスクが高く、感染拡大の原因となる可能性の高い施設等について、以下の取組を継続して頂くようお願いいたします。
  - ① これまでにクラスターが発生しているような施設種別、「三つの密」がある施設種別については、引き続き休業等へ協力を要請いたします。

②①以外の、これまでにクラスターの発生が見られない施設種別等については、休業協力要請を緩和しますが、施設の使用及び催物の開催を継続又は再開する際には、施設の種別毎のリスクの態様に即して、「三つの密」の徹底的な回避等、徹底した感染防止対策の実施の協力を要請します。

- 県民の生活や社会活動の維持に必要な施設には、基本的に休止を要請ませんが、適切な感染防止対策の協力を要請するとともに、食事を提供する施設等については、営業時間短縮の依頼を緩和しますが、特に感染防止対策を徹底するよう協力を要請いたします。
  - スーパー等の事業者の皆様に対して、混雑時の入場制限・人と人の距離の確保・共用部の消毒・手指消毒・レジ前のパーティションの設置を行うとともに、開店から1時間程度を高齢者、障害者、妊婦、ヘルプマークの皆様が安心して買い物できる「あいちの買い物ルール」の実践へのご配慮をお願いします。
  - それぞれの職場において、在宅勤務やローテーション勤務、時差出勤や自転車通勤など、人と接触を低減する取組をお願いします。
- (3) 生活必需品の物資確保についてのお願い
- 生活必需品などの物資の確保について、事業者の皆様には県民が安心して購入できる環境を整えていただくとともに、県民の皆様には冷静な対応をお願いします。
- (4) 医療従事者への風評被害についてのお願い
- 医療崩壊を起こさないためにも、感染症対策に取り組む医療従事者が差別等をされることがないよう、ご理解とご協力をお願いします。

別表1. 休業協力を要請する施設

<施設区分Ⅲ>

① 床面積の合計によらない下記の施設 (法第24条第9項)

施設の種類	要請内容	内訳
遊興施設等	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業協力要請)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、競艇場外発売場、ライブハウス 等
運動施設、遊技施設		体育館、水泳場、ボーリング場、スポーツクラブなどの運動施設又はマーじゃん店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場 等

② 床面積の合計が 1,000 m<sup>2</sup>を超える下記の施設 (法第24条第9項)

施設の種類	要請内容	内訳
ホテル又は旅館	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (=休業協力要請)	ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)

別表2. 感染防止対策を要請する施設

※別表4「感染防止対策」の徹底した実施の協力を要請

<施設区分Ⅰ>

施設の種類	要請内容	内訳
博物館等	徹底した感染防止対策の実施の協力を要請	博物館、美術館、図書館

<施設区分Ⅱ>

施設の種類	要請内容	内訳
劇場等	徹底した感染防止対策の実施の協力を要請	劇場、観覧場、映画館、演芸場
集会・展示施設		集会場、公会堂、展示場
文教施設		学校(大学等を除く。)
大学・学習塾等		大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等
商業施設		生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗
ホテル又は旅館 (床面積の合計が 1000 m <sup>2</sup> 以下の施設)	適切な感染防止対策の協力を要請	ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)

別表3. 基本的に休止を要請しない施設

※別表4「感染防止対策」の徹底した実施の協力を要請

(1) 社会福祉施設等

施設の種類	要請内容	内訳
社会福祉施設等	必要な保育等を確保した上で、適切な感染防止対策の協力を要請	保育所、学童クラブ等
	適切な感染防止対策の協力を要請	通所介護その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設(通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。)

(2) 社会生活を維持する上で必要な施設

(「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」(令和2年4月16日変更)を踏まえた整理)

施設の種類	要請内容	内訳
医療施設		病院、診療所、薬局等
生活必需物資販売施設	適切な感染防止対策の協力を要請	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア等
食事提供施設	適切な感染防止対策の協力を要請、 (営業時間短縮の協力を要請は緩和)	飲食店(居酒屋を含む。)、料理店、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを含む。)
住宅、宿泊施設		ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿等
交通機関等	適切な感染防止対策の協力を要請	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス(宅配等)等
工場等		工場、作業場等
金融機関・官公署等	テレワークの一層の推進を要請、適切な感染防止対策の協力を要請	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所等
その他	適切な感染防止対策の協力を要請	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係等





■施設対象一覧(事業者の方へ)

「休業協力要請」 施設の使用停止及び催物の開催の停止に協力を要請する施設

「感染防止協力要請」 施設の種別毎のリスクの態様に即して、「三つの密」の徹底的な回避等、別表4「感染防止対策」の徹底した実施を要請

施設区分	施設種別	施設類型	1,000㎡超	100㎡超～ 1,000㎡以下	100㎡以下
I	博物館等	博物館	感染防止協力要請	感染防止協力要請	感染防止協力要請
		美術館			
		図書館			
II	劇場等	劇場	感染防止協力要請	感染防止協力要請	感染防止協力要請
		観覧場			
		映画館			
		演芸場			
II	集会・ 展示施設	集会場	感染防止協力要請	感染防止協力要請	感染防止協力要請
		公会堂			
		展示場			
II	文教施設	学校(大学等を除く)	感染防止協力要請	感染防止協力要請	感染防止協力要請
II	大学・学習塾等	大学	感染防止協力要請	感染防止協力要請	感染防止協力要請
		専修学校			
		各種学校などの教育施設			
		自動車教習所			
		学習塾			
II	商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗	感染防止協力要請	感染防止協力要請	感染防止協力要請
		生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗			
II又は III	ホテル 又は旅館	ホテル又は旅館 (集会の用に供する部分に限る。)	休業協力要請	感染防止協力要請	感染防止協力要請
III	遊興施設等	キャバレー	休業協力要請	休業協力要請	休業協力要請
		ナイトクラブ			
		ダンスホール			
		バー			
		個室付浴場業に係る公衆浴場			
		ヌードスタジオ			
		のぞき劇場			
		ストリップ劇場			
		個室ビデオ店			
		ネットカフェ			
		漫画喫茶			
		カラオケボックス			
		射的場			
		勝馬投票券発売所			
		場外車券売場			
競艇場外発売場					
ライブハウス					
III	運動施設 遊技施設	体育館	休業協力要請	休業協力要請	休業協力要請
		水泳場			
		ボウリング場			
		スポーツクラブなどの運動施設			
		マージャン店			
		パチンコ屋			
		ゲームセンターなどの遊技場			

施設区分	施設種別	施設類型	1,000㎡超	100㎡超～ 1,000㎡以下	100㎡以下
—	社会福祉施設等	保育所 児童クラブ	感染防止協力要請	感染防止協力要請	感染防止協力要請
		通所介護その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）	感染防止協力要請	感染防止協力要請	感染防止協力要請
		保健医療サービス提供施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）			
—	医療施設	病院	感染防止協力要請	感染防止協力要請	感染防止協力要請
		診療所			
		薬局			
—	生活必需物資販売施設	卸売市場	感染防止協力要請	感染防止協力要請	感染防止協力要請
		食料品売り場			
		百貨店における生活必需物資売場			
		ホームセンターにおける生活必需物資売場			
		スーパーマーケットにおける生活必需物資売場			
コンビニエンスストア					
—	食事提供施設	飲食店（居酒屋含む・宅配・テイクアウト含む）	感染防止協力要請	感染防止協力要請	感染防止協力要請
		料理店（宅配・テイクアウト含む）			
		喫茶店（宅配・テイクアウト含む）			
—	住宅・宿泊施設	ホテル	感染防止協力要請	感染防止協力要請	感染防止協力要請
		旅館			
		共同住宅			
		寄宿舎			
		下宿			
—	交通機関等	バス	感染防止協力要請	感染防止協力要請	感染防止協力要請
		タクシー			
		レンタカー			
		鉄道			
		船舶			
		航空機			
		物流サービス（宅配等）			
—	工場等	工場	感染防止協力要請	感染防止協力要請	感染防止協力要請
		作業場			
—	金融機関・官公署等	銀行	感染防止協力要請	感染防止協力要請	感染防止協力要請
		証券取引所			
		証券会社			
		保険			
		官公署			
		事務所			
—	その他	メディア	感染防止協力要請	感染防止協力要請	感染防止協力要請
		葬儀場			
		銭湯			
		質屋			
		獣医			
		理美容			
		ランドリー			
		ごみ処理関係			

■催物（イベント等）の開催

比較的小人数のイベント等に限る。  （例） ・演奏会（歌唱を伴わないもの）や茶会などの室内イベント ・野外におけるイベント（近距離での会話を伴わないもの）	開催する場合には、以下の条件を満たすことを求める。 ・三密の発生が想定されないこと ・大声での発生、歌唱や声援等が想定されないこと ・徹底した感染予防対策が講じられること
--	--

【問い合わせ先】

《愛知県・新型コロナウイルス感染症に関する県民相談総合窓口（コールセンター）》


電話番号：052-954-7453

開設時間：9時～17時（土日祝日含む毎日）


## 愛知県緊急事態措置による休業協力要請等について

- 事業者には、クラスター発生の有無など感染リスクに即して、施設を三つに区分し、順次、休業要請を緩和する。


### 【区分Ⅰ】

- ・ クラスター実績が無く、かつ県民の健康的な生活に資する博物館等
- ・ 現行・緊急事態措置の別表1②と別表2①の青色 

### 【区分Ⅱ】

- ・ クラスター実績が無い、劇場・映画館・商業施設等
- ・ 別表1①②・別表2の緑色 

### 【区分Ⅲ】

- ・ クラスター実績がある施設と三つの密がある施設
- ・ 別表1①②の赤色 

- 今回は、施設区分Ⅰ・Ⅱについて、休業要請を緩和するが、事業者には、営業の再開・継続時に、別表4の徹底した感染防止対策をお願いする  
「施設区分Ⅲ」については、今暫くの間、休業協力をお願いする。
- また、別表3の休止を要請しない施設の内、飲食店等においていた営業時間の短縮についても、緩和することとし、別表4の徹底した感染防止対策をお願いする。

現行の愛知県緊急事態措置(5月5日変更)における「休業協力要請一覧表」と施設区分

- 施設区分Ⅰ＝青色
- 施設区分Ⅱ＝緑色
- 施設区分Ⅲ＝赤色

別表1. 基本的に休止を要請する施設

① 床面積の合計によらない下記の施設 (特措法第24条第9項)

施設の種類	要請内容	内訳
遊興施設等	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (＝休業要請)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、競艇場外発売場、ライブハウス 等
運動施設、遊技施設		体育館、水泳場、ボーリング場、スポーツクラブなどの運動施設又はマージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場 等
劇場等		劇場、観覧場、映画館、演芸場
集会・展示施設		集会場、公会堂、展示場
文教施設		学校(大学等を除く。)

② 床面積の合計が1,000㎡を超える下記の施設 (特措法第24条第9項)

施設の種類	要請内容	内訳
大学・学習塾等	施設の使用停止及び催物の開催の停止要請 (＝休業要請)	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等
博物館等		博物館、美術館、図書館
ホテル又は旅館		ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)
商業施設		生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービスを営む店舗

別表2. 特措法によらない協力依頼を行う施設

①床面積の合計が 1,000 ㎡以下の下記の施設

施設の種類	要請内容	内訳
大学・学習塾等	床面積の合計が 1,000 ㎡超の施設に対する施設の使用停止及び催物の開催の停止要請(休業要請)の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等 ※但し、床面積の合計が 100 ㎡以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業
博物館等		博物館、美術館、図書館
ホテル又は旅館		ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)
商業施設		生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※但し、床面積の合計が 100 ㎡以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業

別表3. 基本的に休止を要請しない施設

※（3）「適切な感染防止対策」の協力を要請（特措法第24条第9項）

(1) 社会福祉施設等

施設の種類	要請内容	内訳
社会福祉施設等	必要な保育等を確保した上で、適切な感染防止対策の協力要請	保育所、学童クラブ等
	適切な感染防止対策の協力要請	通所介護その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設(通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。)

(2) 社会生活を維持する上で必要な施設

(「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」(令和2年4月16日変更)を踏まえた整理)

施設の種類	要請内容	内訳
医療施設		病院、診療所、薬局 等
生活必需物資販売施設	適切な感染防止対策の協力要請	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア等
食事提供施設	適切な感染防止対策の協力要請、 (営業時間短縮の協力要請は緩和)	飲食店(居酒屋を含む。)、料理店、喫茶店 等(宅配・テイクアウトサービスを含む。)
住宅、宿泊施設		ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿 等
交通機関等	適切な感染防止対策の協力要請	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス(宅配等) 等
工場等		工場、作業場 等
金融機関・官公署等	テレワークの一層の推進を要請、適切な感染防止対策の協力要請	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所 等
その他	適切な感染防止対策の協力要請	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係 等





# 愛知県の「感染防止対策」の枠組みと流れ

愛知県

国

4/7

外出自粛

休業要請

緊急事態宣言

4/10

愛知県  
緊急事態  
宣言

愛知県「緊急事態措置」

【外出自粛に協力を要請】  
24条9項

7特定都道府県

4/16

特定警戒  
都道府県

【外出自粛要請】45条1項  
○不要不急の外出自粛  
○三つの密の回避を徹底  
○接待伴う飲食店等は特に  
○地域の移動・大規模イベント・県外への移動自粛

【休業要請】 24条9項、45条2～4項  
○感染リスクの高い施設等に、「休業協力」を要請  
○従っていただけない個別施設に対し「休業要請・公表」「休業指示・公表」

13特定警戒  
都道府県  
34特定  
都道府県

5/14

5/15

【新しい生活様式の実践】  
24条9項

○感染拡大を予防する  
「新しい生活様式」の定着  
○クラスター発生実績のある場・三つの密のある場への外出を避ける  
○特定警戒都道府県等との往来を避ける

【休業協力の継続と緩和】 24条9項  
○クラスター発生実績の無い施設等は順次要請を緩和。  
あわせて、営業再開・継続時には、徹底した感染防止対策を要請  
○クラスター発生実績がある施設等は今暫くの休業協力をお願いする

39県・宣言解除  
8特定警戒  
都道府県

5/31

# 愛知県緊急事態措置による休業協力要請等について

## 休業要請の段階的な緩和

⇒施設種別の感染リスクに即して順次緩和

今回緩和	施設区分Ⅰ	○これまでにクラスターの発生が見られず、かつ県民の健康的な生活に資する施設	措置別表1・2の青着色 「博物館等」
	施設区分Ⅱ	○これまでにクラスターの発生が見られない施設	措置別表1・2の緑着色 「劇場等」「商業施設」等
休業協力要請継続	施設区分Ⅲ	○これまでにクラスターが発生しているような施設 ○「三つの密」のある施設	措置別表1・2の赤着色 「遊興施設」「遊技施設」等

## 営業再開・継続時の感染防止対策

⇒業種毎に策定される感染拡大予防ガイドラインに従い対策実施

共通対策	○三つの密の防止～入場制限等 ○基本的感染防止対策 ～ 人と人の距離確保・マスクの着用・手洗いなどの手指衛生等	密集対策	○四方を空けた席配置等(2m目標)
		衛生対策	○ドアノブ等の手が触れる場所の消毒等
密接対策	○パーティション設置・ロッカー使用制限等	その他	○遊技施設のBGM・効果音の最小化

## 各局の対応等説明資料

1	保健医療局	1
2	政策企画局	5
3	経済産業局	2 1
4	教育委員会	2 5
5	県民文化局	3 1
6	福祉局	3 3



(注) 検査実施人数には県内において疑い例または患者の濃厚接触者として検査を行ったものについて掲載

検査実施人数※1	陽性者数※2	入院中			施設入所	退院	転院	死亡
		軽症・中等症	重症					
8,773人	498人	67人	63人	4人	7人	390人	0人	34人

Aクラスターの陽性者の状況

陽性者数	入院中	軽症・中等症		重症	施設入所	退院	転院	死亡
39人	0人	0人	0人	0人	0人	37人	0人	2人

Bクラスターの陽性者の状況

陽性者数	入院中	軽症・中等症		重症	施設入所	退院	転院	死亡
73人	1人	1人	0人	0人	0人	54人	0人	18人

Cクラスターの陽性者の状況

陽性者数	入院中	軽症・中等症		重症	施設入所	退院	転院	死亡
25人	0人	0人	0人	0人	1人	24人	0人	0人

Dクラスターの陽性者の状況

陽性者数	入院中	軽症・中等症		重症	施設入所	退院	転院	死亡
14人	0人	0人	0人	0人	0人	10人	0人	4人

Eクラスターの陽性者の状況

陽性者数	入院中	軽症・中等症		重症	施設入所	退院	転院	死亡
18人	2人	2人	0人	0人	0人	16人	0人	0人

Fクラスターの陽性者の状況

陽性者数	入院中	軽症・中等症		重症	施設入所	退院	転院	死亡
19人	11人	11人	0人	0人	0人	6人	0人	2人

Gクラスターの陽性者の状況

陽性者数	入院中	軽症・中等症		重症	施設入所	退院	転院	死亡
12人	4人	4人	0人	0人	0人	8人	0人	0人

Hクラスターの陽性者の状況

陽性者数	入院中	軽症・中等症		重症	施設入所	退院	転院	死亡
26人	4人	4人	0人	0人	2人	20人	0人	0人

県外由来の陽性者の状況

陽性者数	入院中	軽症・中等症		重症	施設入所	退院	転院	死亡
37人	0人	0人	0人	0人	0人	37人	0人	0人

海外由来の陽性者の状況

陽性者数	入院中	軽症・中等症		重症	施設入所	退院	転院	死亡
22人	0人	0人	0人	0人	0人	20人	0人	2人

その他の陽性者の状況

陽性者数	入院中	軽症・中等症		重症	施設入所	退院	転院	死亡
213人	45人	41人	4人	4人	4人	158人	0人	6人

※1 検査実施人数については、発表時点での把握数。

※2 検査件数は、14,921件。

※3 陽性者数については、中国人渡航者2人を除く。また、再感染5人については、含めていない。

## 愛知県内における新型コロナウイルス 遺伝子検査件数

2020年5月14日15時現在

検査日	検査件数 (件)	陽性者数 (人)	率 (%)
1月30日 (木) ～3月1日 (日)	639	30	4.7
3月2日 (月) ～3月8日 (日)	689	48	7.0
3月9日 (月) ～3月15日 (日)	812	41	5.0
3月16日 (月) ～3月22日 (日)	1,121	22	2.0
3月23日 (月) ～3月29日 (日)	1,003	23	2.3
3月30日 (月) ～4月5日 (日)	1,165	61	5.2
4月6日 (月) ～4月12日 (日)	1,637	102	6.2
4月13日 (月) ～4月19日 (日)	1,658	81	4.9
4月20日 (月) ～4月26日 (日)	1,660	66	4.0
4月27日 (月)	162	2	1.2
4月28日 (火)	247	5	2.0
4月29日 (水)	185	2	1.1
4月30日 (木)	143	3	2.1
5月1日 (金)	231	1	0.4
5月2日 (土)	211	1	0.5
5月3日 (日)	142	3	2.1
5月4日 (月)	109	2	1.8
5月5日 (火)	110	2	1.8
5月6日 (水)	104	0	0.0
5月7日 (木)	114	0	0.0
5月8日 (金)	198	1	0.5
5月9日 (土)	174	2	1.1
5月10日 (日)	80	0	0.0
5月11日 (月)	134	2	1.5
5月12日 (火)	186	0	0.0
5月13日 (水)	184	1	0.5
計	14,921 <sup>#</sup>	501	3.4

\*愛知県分（愛知県衛生研究所等）及び保健所設置市分（名古屋市衛生研究所等）の合計

\*民間施設等の検査件数及び陽性者数を含んでいます（発表時点での把握数）。

\*【参考】疑い例または患者の濃厚接触者として検査実施した人数は計8,773人。

**# 愛知県内における医療機関に対し、これまでに実施した遺伝子検査件数について協力依頼と調査を実施したところ、1,823<sup>2</sup>件の追加報告があったため、12日付けで検査件数に加えています。**

## 感染者数と感染経路不明者数の推移

2020年5月14日現在

期間	患者数	感染経路不明
2月14日（金）～2月20日（木）	7	0
2月21日（金）～2月27日（木）	18	0
2月28日（金）～3月5日（木）	30	7
3月6日（金）～3月12日（木）	54	3
3月13日（金）～3月19日（木）	23	6
3月20日（金）～3月26日（木）	23	3
3月27日（金）～4月2日（木）	32	9
4月3日（金）～4月9日（木）	111	34（30.6%）
4月10日（金）～4月16日（木）	70	28（40.0%）
4月17日（金）～4月23日（木）	87	22（25.3%）
4月24日（金）～4月30日（木）	26	11（42.3%）
5月1日（金）～5月7日（木）	10	4（40.0%）
5月8日（金）～5月14日（木）	7	5（71.4%）
計	498	132（26.5%）





# 愛知県新型コロナウイルス感染症 経済対策（概要）

県民の皆様の生活や企業等の経済活動への影響を最小限に抑えるため、県独自に、あるいは国の緊急経済対策に呼応して、県内市町村とも緊密な連携を図りながら、取組を推進

5

事業者に対する支援	中小企業の資金繰り対策、国・県・市町村税の徴収猶予、県・市町村の連携による協力金、国の持続化給付金や雇用調整助成金など、事業の継続に向けた支援
家計に対する支援	休業・失業等による収入減少世帯への貸付や県営住宅の提供、国の特別定額給付金など、家計に対する支援

# 事業者に対する支援

主な支援の内容	支援の規模
国の助成金等が手元に届くまでのつなぎ資金を想定した実質無利子、無担保、保証料ゼロの緊急小口つなぎ資金の創設	限度額500万円 融資枠1,000億円
借換や長期資金のニーズに対応する実質無利子、無担保、保証料ゼロの感染症対応資金の創設	限度額3,000万円 融資枠4,000億円
テイクアウトやデリバリーなど商店街が工夫して行う取組を商業振興事業費補助金により支援	単一団体 上限 90万円 複数団体 上限180万円
農林水産事業者等への融資制度の拡充	融資枠 農業 60億円 融資枠 漁業 16億円
文化芸術活動の継続を図るための応援金を創設	法人 20万円 個人事業者 10万円
休業等要請に協力した事業者への県・市町村協力金	1事業者 50万円 総事業費300億円
収入が減少した事業者への国の持続化給付金	中小 上限200万円 個人 上限100万円
休業手当を助成する国の雇用調整助成金	休業要請対象中小企業 休業手当の10/10 上限 日額8,330円
収入が大幅に減少した場合に県税の徴収を1年間猶予	-

# 家計に対する支援

主な支援の内容	支援の規模
迅速に家計を支援するための国の特別定額給付金	1人あたり10万円
収入が減少した世帯への生活福祉資金貸付制度の拡充	緊急小口資金 20万円以内
住居を失った又は失うおそれのある方への住居確保給付金の拡充	単身上限37,000円 ※ 住所地等により異なる。
解雇等により住まいの確保が困難となった方に県営住宅を提供	—

## さらなる対策

感染症拡大が収束した後を見据え、国の取組と足並みを揃えながら、経済回復への支援策を展開

- 新型コロナウイルス感染症の拡大が収束した後の官民一体型の消費喚起キャンペーンの実施など、観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業等に対する支援
- スマート農業の導入・実証などを通じた農林水産業への支援
- 文化芸術、スポーツ活動の事業継続や生活維持に係る支援
- 生産拠点の国内回帰や多元化等を通じたサプライチェーン改革
- 海外展開企業の事業の円滑化、農林水産物・食品の輸出力の維持・強化及び国内供給力の強化支援
- テレワークや遠隔教育など、リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速

# 愛知県新型コロナウイルス感染症 経済対策

2020年5月11日

愛知県

## 目 次

はじめに	1
I 緊急支援	2
1 事業者に対する支援	2
（1）中小企業の資金繰り対策	2
（2）商店街の活動の支援	3
（3）農林水産事業者等への支援	4
（4）文化芸術活動の支援	4
（5）愛知県・市町村新型コロナウイルス感染症対策協力金	4
（6）新型コロナウイルス感染症対策理容業・美容業休業協力金	4
（7）持続化給付金	5
（8）雇用調整助成金	5
（9）税制上の支援	5
（10）使用料等の支払い猶予等	6
（11）公共投資の早期執行等	7
（12）中小企業者等への家賃補助	7
2 家計に対する支援	7
（1）特別定額給付金	7
（2）休業・失業等による収入減少世帯への支援	7
（3）県営住宅の提供	8
（4）学校の臨時休業等に伴う対策	8
（5）税制上の支援	9
II さらなる対策	9

## はじめに

国は5月4日に、緊急事態宣言の枠組みを5月31日まで延長することを決定しました。これを受け、愛知県といたしましても、県の緊急事態宣言及び緊急事態措置の期間を5月31日まで延長したところです。

県独自の緊急事態宣言を発出した4月10日以来、不要不急の外出・移動の自粛や休業要請への協力を始め、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて、多くの県民の皆様、事業者の皆様にご協力をいただいているところであり、心より感謝申し上げます。

我が国の景気は、現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、急速に悪化しており、極めて厳しい状況にあります。また、先行きについても、厳しい状況が続くものと見込まれています。

そのような中であって、愛知県は、医療提供体制の更なる強化などとともに、県民の皆様の生活や企業等の経済活動への影響を最小限に抑えるための取組に万全を期してまいりました。

この経済対策は、愛知県が、独自に、あるいは国の緊急経済対策に呼応して、県内市町村とも緊密な連携を図りながら、取り組む施策を取りまとめたものです。

愛知県といたしましても、現下の厳しい経済状況を克服し、活力ある社会経済活動を取り戻していくことができるよう全力で取り組み、県民・事業者の皆様と、オール愛知でこの難局を乗り越えてまいりたいと存じます。

引き続き、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

2020年5月

愛知県知事  
大村秀章

## 対策

### I 緊急支援

#### 1 事業者に対する支援

##### (1) 中小企業の資金繰り対策【経済産業局】

###### ア 県融資制度の拡充（県）

###### ○ 「新型コロナウイルス感染症対応緊急小口つなぎ資金」の創設

融資限度額 500 万円の短期の小口融資を創設。国の雇用調整助成金や家賃支援などの制度資金が中小・小規模事業者の手元に届くまでのつなぎ資金を想定。実質無利子、無担保、保証料ゼロで、100%県が損失を補償（融資枠 1,000 億円）。

###### ○ 「新型コロナウイルス感染症対応資金」の創設（5月1日～12月31日）

一段と業況が悪化する中小・小規模事業者の借換や長期資金のニーズに対応するため、実質無利子、無担保、保証料ゼロの新たな融資制度を創設（限度額 3,000 万円、融資枠 4,000 億円）。

###### ○ 「新型コロナウイルス感染症対策緊急つなぎ資金」の創設（3月9日～）

東日本大震災対応の際の「ガンバロー資金」と同等の無担保、保証料ゼロの融資制度を新設（融資枠 2,000 億円）。

###### ○ 「サポート資金（セーフティネット）」の拡充（3月2日～）

###### ・ セーフティネット保証4号の発動

国が本県を含む47都道府県を突発的災害（自然災害等。今回は新型コロナウイルス感染症がこれに当たる。）の影響を受けた地域として指定。



- ・ **セーフティネット保証5号の業種の追加指定**  
新型コロナウイルス感染症の影響を受けている業種として、2020年5月1日から原則全業種を指定。

○ **「サポート資金（大規模危機対応）」の利用開始（3月13日～）**

国の保証制度である危機関連保証に対応。大規模な経済危機、災害等による信用収縮への対応として実施される危機関連保証の認定を受けた中小企業者が対象。

○ **「サポート資金（経営あんしん）」の拡充（2月18日～）**

売上高について、1か月間の減少実績、かつ、その後2か月間の減少見込みがあれば制度の利用が可能となるよう、融資条件を緩和。

**イ 金融機関への要請（県）**

県融資制度取扱金融機関等に対し、直接的又は間接的に影響を受ける中小企業の実情に応じて、貸付条件の変更等のニーズに弾力的かつ機動的に対応するよう要請。

地域の金融機関の代表者等に対し、国や県の融資制度の積極的な活用による中小企業支援について協力を要請。

**（2）商店街の活動の支援（県）【経済産業局】**

外出自粛や休業要請等で商店街の来客数が大幅に減少する中、食事のテイクアウトや商品等のデリバリー事業など商店街が工夫して行う独自の取組や感染症の拡大防止に寄与する取組を既存の商業振興事業費補助金の対象に追加・拡充（単一団体の場合上限90万円、複数団体連携の場合上限180万円）。

**(3) 農林水産事業者等への支援【農業水産局】**

**ア 国・県融資制度の拡充（農業近代化資金の拡充・漁業近代化資金の拡充）**

国と県が利子補給を行い、当初5年間実質無利子・無担保・無保証料で借り入れできる農業近代化資金及び漁業近代化資金について、融資枠を拡大（農業30億→60億、漁業8億→16億）。

**イ 花き活用拡大支援（県）**

花の生産、流通団体と協力して、県内の生花店から高齢者福祉施設に直接あいちの花をお届けする事業を実施（県内11施設に対して、5月9日、10日に配達）。

**(4) 文化芸術活動の支援（県）【県民文化局】**

県内の文化芸術活動の継続を図るため、「文化振興基金」を活用して広く寄附を募り、法人に20万円、個人事業者に10万円を交付する本県独自の応援金を創設。

また、アーティストや伝統文化活動団体への支援として、映像作品の制作委託やオンライン配信、テレビ局での放映を実施。併せて文化活動事業費補助金の拡充。

**(5) 愛知県・市町村新型コロナウイルス感染症対策協力金（県・市町村）【経済産業局】**

4月17日（金）からの休業要請と営業時間短縮の要請に全面的に協力いただいた地元中小事業者等に対し、市町村と連携して1事業者あたり50万円の協力金を交付（総額300億円規模）。

**(6) 新型コロナウイルス感染症対策理容業・美容業休業協力金（県・市町村）【保健医療局】**

県が指定する期間、自主的に休業する理美容事業者に対し、1事業者あたり20万円（県10万円、市町村10万円（任意））の

休業協力金を交付。

#### (7) 持続化給付金（国）【経済産業局】

中小法人等に最大 200 万円、個人事業者等に最大 100 万円を支給する「持続化給付金」について、円滑かつ迅速な利用を促進するため、県機関、県内商工会議所・商工会等、約 100 か所に設置している相談窓口できめ細やかな相談対応を実施。

#### (8) 雇用調整助成金（国）【労働局】

中小企業が支給する休業手当の最大 10/10（都道府県知事からの休業要請を受ける等、一定の要件を満たす場合など）を助成する雇用調整助成金（上限日額 8,330 円）について、労働局労働福祉課（あいち労働総合支援フロア「労働相談コーナー」）や県民事務所等産業労働課における労働相談、県HP、メールマガジン等を通じた周知を実施。

#### (9) 税制上の支援（県）【総務局】

##### ア 個人事業税の申告期限の延長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、国税において、申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告期限・納付期限が延長されたことに伴い、本県においても、2020 年度分の個人事業税の申告期限を延長。

##### イ 徴収の猶予制度の特例

収入が大幅に減少（前年同期比概ね 20%以上の減少）した場合において、無担保かつ延滞金なしで 1 年間、県税の徴収を猶予できる特例を創設（2020 年 2 月 1 日から 2021 年 1 月 31 日までに納期限が到来する県税について適用）。

※国税及び市町村税についても同様の措置。

## ウ 自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

自動車税環境性能割（県税）の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限（現行2020年9月30日）を6月延長。

※軽自動車税環境性能割（市町村税）についても同様の措置。

## (10) 使用料等の支払い猶予等（県）

### ア 名古屋飛行場使用料の支払い猶予【建設局】

県営名古屋空港を使用する航空運送事業者等に対し、着陸料、停留料、業務用施設使用料などの支払いを猶予（2020年4月分～7月分を6か月間）。

### イ 港湾使用料の支払い猶予【建設局】

県が管理する港湾・漁港を利用する個人・法人に対し、港湾施設使用料、入港料、漁港施設使用料などの支払いを猶予（2020年4月17日～9月末日分を6か月間）。

### ウ 公共土木施設等に係る各種使用料の支払い猶予【建設局】

公共土木施設等の占使用者に対し、各種使用料（道路占使用料、流水占使用料、河川敷地占使用料、海岸保全区域占使用料、国有財産使用料）の支払いを猶予（2020年4月30日から9月30日までのそれぞれの支払期限を最長6か月間）。

### エ 公園占用料の支払い猶予【都市整備局】

県営都市公園にかかる使用料（設置管理許可及び占用許可にかかる使用料）の支払いを猶予（2020年4月30日から9月30日までのそれぞれの支払期限を最長6か月間）。

### オ 工業用水道料金の支払い猶予【企業庁】

新型コロナウイルスの感染症拡大の影響により、経営状況が悪化し、一時的に工業用水道料金の支払いが困難な事情が

ある事業者に対し、料金の支払いを猶予（最長3か月）。

#### **カ 土地貸付料、分割納入代金の支払猶予及び立地内定期間の延長【企業庁】**

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経営状況が悪化し、一時的に企業用地に係る土地貸付料等の支払いが困難な事情がある立地企業に対し、土地貸付料及び分割納入代金の支払いを猶予（最長3か月）。

また、契約準備中の立地内定企業に対して、立地内定期間を延長（最長3か月）。

#### **(11) 公共投資の早期執行等（県）【関係局等】**

地域経済を活性化し景気を下支えするため、生産性向上や防災・減災対策などの国土強靱化等につながるインフラ整備に係る2019年度補正予算や2020年度当初予算を早期に執行するなど公共事業を機動的に推進。

#### **(12) 中小企業者等への家賃補助（国）【関係局】**

中小企業者等への家賃補助について、国と歩調を合わせながら、その利用促進を図るなど、積極的に取り組む。

## **2 家計に対する支援**

#### **(1) 特別定額給付金（国・市町村）【総務局】**

感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、一律に、一人あたり10万円を給付。

#### **(2) 休業・失業等による収入減少世帯への支援（県）【福祉局】**

##### **ア 生活福祉資金貸付制度の拡充**

生活福祉資金貸付制度に特例を設け、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業により、収入が減少した世帯

に対して、生活費用を支援（緊急小口資金 20 万円以内、総合支援資金 月 20 万円以内（2 人以上世帯））。

#### **イ 住居確保給付金の拡充**

住居確保給付金の支給対象を拡大し、休業等に伴う収入減少により、離職や廃業と同程度の状況となり、住居を失うおそれが生じている方に対して、期間を定めて家賃相当額を支援（単身世帯 上限 37,000 円（住所地や世帯構成等により異なる））。

#### **ウ 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付金事業の拡充**

新型コロナウイルス感染症の影響により、内定が取り消されるなど就業が出来ない又は就業継続が難しくなった児童養護施設退所者等に対し、就業するまでの間の求職期間等について家賃を貸付け。

### **（3）県営住宅の提供（県）【建築局】**

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による解雇等により、住まいの確保が困難となった方に対して、県営住宅を提供。

### **（4）学校の臨時休業等に伴う対策（県）**

#### **ア 放課後等デイサービスの支援【福祉局】**

学校（小・中学校、高等学校、特別支援学校）の臨時休業に伴い、利用が増加する放課後等デイサービス報酬の一部を負担するとともに、保護者負担分を助成。

#### **イ 認可保育所等の臨時休園等に係る保育料返還分の補てん【福祉局】**

認可保育所等に対し、感染拡大抑制のための臨時休園等で登園しない期間に係る保育料返還分を補てん。

## ウ 学校給食休止等に伴い発生する関係事業者・保護者の負担の軽減【教育委員会】

学校給食の休止による給食業者の売上減少に対する補てんなど、学校給食関連事業者への総合的な支援について、国に要請するとともに、臨時休業期間中の県立学校の学校給食費について、保護者の負担とならないよう返還。

## (5) 税制上の支援（県）【総務局】〔再掲〕

### ア 徴収の猶予制度の特例

収入が大幅に減少（前年同期比概ね 20%以上の減少）した場合において、無担保かつ延滞金なしで1年間、県税の徴収を猶予できる特例を創設（2020年2月1日から2021年1月31日までに納期限が到来する県税について適用）。

※国税及び市町村税についても同様の措置。

### イ 自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

自動車税環境性能割（県税）の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限（現行2020年9月30日）を6月延長。

※軽自動車税環境性能割（市町村税）についても同様の措置。

## II さらなる対策

新型コロナウイルス感染症の拡大が収束した後を見据え、国の官民を挙げた大規模な取組と足並みを揃えながら、以下を始めさまざまな経済回復への支援策を展開していく。

- 新型コロナウイルス感染症の拡大が収束した後の官民一体型の消費喚起キャンペーンの実施など、観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント事業等に対する支援
- スマート農業の導入・実証などを通じた農林水産業への支援

- 文化芸術、スポーツ活動の事業継続や生活維持に係る支援
- 生産拠点の国内回帰や多元化等を通じたサプライチェーン改革
- 海外展開企業の事業の円滑化、農林水産物・食品の輸出力の維持・強化及び国内供給力の強化支援
- テレワークや遠隔教育など、リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速



## 経済産業局の対応

### 1 「愛知県・市町村新型コロナウイルス感染症対策協力金」の創設

本県の休業要請・営業時間短縮要請に応じて、全面的に協力いただける中小事業者等に対し、市町村と連携して協力金を交付

【交付額（定額）】50万円（県25万円、市町村25万円）

### 2 市町村が独自に実施する休業支援金等に対する支援

テナントとして入居している施設等の運営者・管理者からの休業要請により、自らの意思に基づくことなく休業を余儀なくされた生活必需物資・サービスの提供を行う中小企業者等を対象に、市町村が支援金等交付事業を独自に実施する場合、県が補助

【交付額】市町村交付額の合計の2分の1以内（1事業者あたり25万円（50万円×1/2）を上限）

### 3 医療物資の調達

無償又は有償で、医療物資（マスク、防護服、フェイスガード等）を提供していただける事業者を募集（4月17日から）

### 4 相談窓口の開設（「中小・小規模企業総合相談窓口」における相談対応）

県機関、県内商工会議所・商工会等、約100カ所に設置する相談窓口で、中小・小規模企業や事業基盤の弱いフリーランスを含む個人事業主に対して、資金繰り、経営等に関する相談対応・情報提供を実施

＜相談実績＞10,936件（2/3～5/6の累計）

期間	2/3～2/5	2/6～2/12	2/13～2/19	2/20～2/26	2/27～3/4	3/5～3/11
件数	11件	11件	98件	86件	406件	1,190件
期間	3/12～3/18	3/19～3/25	3/26～4/1	4/2～4/8	4/9～4/15	4/16～4/22
件数	765件	759件	675件	1,033件	1,485件	1,771件
期間	4/23～4/29	4/30～5/6				
件数	1,560件	1,086件				

### 5 県融資制度の拡充

（1）「新型コロナウイルス感染症対策緊急小口つなぎ資金」の創設（5月18日～12月31日）

- ・実質無利子
- ・原則、無担保
- ・信用保証料の全額免除（条件変更による増額分は事業者負担）

- ・信用保証協会に対する損失を県が全額補償
- ・融資枠 1,000 億円

**(2) 「新型コロナウイルス感染症対応資金」の創設** (5月1日～12月31日)

- ・一定の要件を満たす場合、当初3年間を実質無利子
- ・無担保
- ・信用保証料の全額又は半額免除 (条件変更による増額分は事業者負担)
- ・信用保証協会に対する損失を県が全額補償
- ・融資枠 4,000 億円

<b>融資実績 (保証承諾ベース・5月6日時点)</b>	<b>341 件</b>	<b>78 億円</b>
------------------------------	--------------	--------------

**(3) 「新型コロナウイルス感染症対策緊急つなぎ資金」の創設** (3月9日～8月31日)

東日本大震災対応の際の「ガンバロー資金」と同等の融資制度を新設

- ・信用保証料の全額免除 (条件変更による増額分は事業者負担)
- ・原則、無担保
- ・信用保証協会に対する損失を県が全額補償
- ・融資枠 2,000 億円

<b>融資実績 (保証承諾ベース・5月6日時点)</b>	<b>5,763 件</b>	<b>1,028 億円</b>
------------------------------	----------------	-----------------

**(4) 「サポート資金 (セーフティネット)」の拡充** (3月2日から)

**①セーフティネット保証4号の発動**

国が本県を含む47都道府県を突発的災害(自然災害等。今回は新型コロナウイルス感染症がこれに当たる。)の影響を受けた地域として指定

<b>融資実績 (保証承諾ベース・5月6日時点)</b>	<b>2,477 件</b>	<b>559 億円</b>
------------------------------	----------------	---------------

**②セーフティネット保証5号の業種の追加指定**

全国的な不況業種の対象が2020年5月1日から原則全業種に拡大

<b>融資実績 (保証承諾ベース・5月6日時点)</b>	<b>426 件</b>	<b>110 億円</b>
------------------------------	--------------	---------------

**(5) 「サポート資金 (大規模危機対応)」の取扱い開始** (3月13日～2021年1月31日)

国の保証制度である危機関連保証に対応。大規模な経済危機、災害等による信用収縮への対応として実施される危機関連保証の認定を受けた中小企業者が対象

<b>融資実績 (保証承諾ベース・5月6日時点)</b>	<b>524 件</b>	<b>188 億円</b>
------------------------------	--------------	---------------

**(6)「サポート資金（経営あんしん）」の拡充**（2月18日～2021年3月31日）

売上高について、1か月間の減少実績、かつ、その後の2か月間の減少見込みがあれば制度の利用が可能となるよう、融資条件を緩和

<b>融資実績（保証承諾ベース・5月6日時点）</b>	<b>592件</b>	<b>63億円</b>
-----------------------------	-------------	-------------

**6 商店街の活動の支援**

商業振興事業費補助金に「新型コロナウイルス感染症緊急対応事業」を新設し、食事のテイクアウトや商品等のデリバリー事業など商店街等団体が独自に実施する事業を支援（単一団体の場合上限90万円、複数団体連携の場合上限180万円）



2020年5月13日（水）  
愛知県教育委員会保健体育課  
振興・保健グループ  
担当 齋藤、山下  
内線 3921、3922  
ダイヤル 052-954-6793  
愛知県県民文化局学事振興課  
私学振興室  
認可グループ  
担当 藤井、長井  
内線 2470、2471  
ダイヤル 052-954-6188

## 学校の教育活動再開に向けた対応について

臨時休業期間については、6月1日（月）に学校を再開することとし、その具体的な取組内容と再開に向けた段階的な対応を通知したところであり、各学校において具体的な取組を進めていただいているところです。

本県が導入した社会活動・経済活動の再開を判断する指標を踏まえ、教育活動再開に向けた段階的な対応を下記のとおり変更し、学校再開準備期間を5月18日（月）からの1週間とします。学校の再開は5月25日（月）からとし、学校運営の状況を1週間程度確認した上で、通常授業とするよう、本日付けで別紙1により県立学校に通知します。

ただし、今後の県内や地域の感染状況を踏まえ、学校再開に向けた段階的な考え方を変更する場合があります。

なお、別紙2により各教育事務所経由市町村教育委員会へ要請し、別紙3により私立学校へ参考に通知します。

### 記

- 1 学校再開準備期間を5月18日（月）から5月24日（日）までとする。
- 2 学校再開を1週間前倒して、5月25日（月）からとする。
- 3 学校再開後、分散登校・時差登校を基本とする期間を1週間程度とし、円滑に学校運営ができることを確認した上で、6月1日（月）から通常授業とする。

# 学校再開に向けた段階的な対応

## 1 高等学校

月	日	曜	期	変更後	期	変更前
5	7	木	学校休業期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○原則、登校日は設定しない。設定する場合には、必要最小限に留める。</li> <li>○オンライン授業の環境を整備する。</li> </ul>	学校休業期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○原則、登校日は設定しない。設定する場合には、必要最小限に留める。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・補習、部活動は自粛する。</li> </ul> </li> <li>○オンライン授業の環境を整備する。</li> </ul>
	17	日				
	18	月	学校再開準備期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校再開に向けて、<b>登校日を設定する。</b></li> <li>＜登校日の例＞                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・分散登校、時差登校を行う。</li> <li>・3密を避けるため、一つの教室に入る生徒数は20名程度以内とする。</li> <li>・授業を行わず、ホームルーム、課題提出、学習状況点検、生徒面談や相談などを行う。</li> </ul> </li> <li>○地域の感染状況等を踏まえ、<b>自主的な登校を併用しての学習支援の実施を可とする。</b></li> </ul>	学校再開準備期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校再開に向けて、<b>登校日を設定する。</b></li> <li>＜登校日の例＞                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・分散登校、時差登校を行う。</li> <li>・3密を避けるため、一つの教室に入る生徒数は20名程度以内とする。</li> <li>・一人の生徒が登校するのは、週2回まで、1回の在校時間を3時間以内とする。</li> <li>・授業を行わず、ホームルーム、課題提出、学習状況点検、生徒面談や相談などを行う。</li> </ul> </li> <li>○地域の感染状況等を踏まえ、<b>自主的な登校を併用しての学習支援の実施を可とする。</b></li> </ul>
	19	火				
	20	水				
	21	木				
	22	金				
	23	土				
	24	日				
	25	月	学校再開準備期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>授業を開始する。</b></li> <li>・分散登校を行い公共交通機関で通学する生徒が多い学校は、時差登校とする。</li> <li>＜例＞                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・3密を避けるため、1学級を20名程度ずつ午前と午後に分けて登校させる。</li> </ul> </li> <li>○オンライン授業の活用</li> <li>○部活動、補習は再開に向けた準備を行う。</li> </ul>	学校再開準備期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>授業を開始する。</b></li> <li>・分散登校を行い公共交通機関で通学する生徒が多い学校は、時差登校とする。</li> <li>＜例＞                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・3密を避けるため、1学級を20名程度ずつ午前と午後に分けて登校させる。</li> <li>（昼食時間を設けず、半日授業とする）</li> </ul> </li> <li>○夜間定時制課程は<b>通常授業と給食を行う。</b></li> <li>○オンライン授業の活用</li> <li>○部活動、補習は再開に向けた準備を行う。</li> </ul>
	26	火				
27	水					
28	木					
29	金					
30	土					
31	日					
6	1	月	学校再開	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>通常授業</b>を行う。</li> <li>・部活動、補習を実施する。</li> <li>○夜間定時制課程は<b>給食</b>を行う。</li> </ul> <p>地域や学校の実情に応じて、時差登校も可とする。</p>	学校再開	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>通常授業</b>を行う。</li> <li>・公共交通機関で通学する生徒が多い学校は、時差登校とする。</li> <li>・部活動、補習を実施する。</li> </ul>
	2	火				
	3	水				
	4	木				
	5	金				
	6	土				
	7	日				
	8	月				
9	火	学校再開	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>通常授業</b>を行う。</li> <li>・公共交通機関で通学する生徒が多い学校は、時差登校とする。</li> <li>・部活動、補習を実施する。</li> </ul>	学校再開	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>通常授業</b>を行う。</li> <li>・公共交通機関で通学する生徒が多い学校は、時差登校とする。</li> <li>・部活動、補習を実施する。</li> </ul>	
10	水					
11	木					
12	金					
13	土					
14	日					
15	月					
16	火					
17	水					

2020年5月12日（火）  
愛知県教育委員会教育企画課  
企画グループ  
担当 稲垣、伊藤、江崎  
内線 3812、3821  
ダイヤルイン 052-954-6827

## 県立学校に民間のオンライン学習支援サービスを導入します

愛知県教育委員会では、新型コロナウイルス感染症の拡大により、県立学校の臨時休業期間を5月31日（日）まで延長しています（4月24日記者発表済み）。

休業期間中の家庭学習については、各県立学校において、教科書やプリントに加え、オンラインによる学習支援を順次進めているところです（4月16日記者発表済み）。

学校再開後は限られた期間の中で授業を行う必要があります、これまでの学習の遅れを取り戻すためには、学校だけでなく、家庭における学習内容の予習・復習によって学力定着を図ることが重要です。そのため、児童生徒が家庭等で質の高い学習コンテンツを利用でき、教員が各児童生徒の学習の進捗状況を把握できるよう、県立学校の児童生徒を対象に、民間のオンライン学習支援サービスを導入します。

### 記

#### 1 オンライン学習支援サービスの導入対象

県立高等学校 全150校

県立特別支援学校 全30校

#### 2 利用開始時期 2020年6月

#### 3 オンライン学習支援サービスの内容

##### (1) 導入予定サービス

株式会社リクルート 「スタディサプリ」

##### (2) 学習支援サービスの特徴（高校生向けの例）

- ・豊富な授業動画（国語、地理歴史、公民、数学、理科、英語）
- ・レベル別の講座
- ・何度でも繰り返し視聴可能（Web方式、特別なシステム不要）
- ・教員の指示がなくても、生徒はいつでも視聴可能
- ・教員向けの機能（学習履歴の管理等）も利用可能

##### (3) 利用端末

個人のスマホ、家庭のパソコン、学校のパソコン教室を開放

## オンライン学習支援サービス 導入のねらい

- 1 先生が家庭学習の課題を配信、  
休業による学習の遅れを取り戻す
- 2 生徒が自由に授業動画を活用、  
自主学習を支援する

## 学習の遅れを取り戻すための 活用イメージ



## 自主学習 活用イメージ

生徒一人ひとりのニーズに合わせた活用

4万本以上の  
授業動画  
小4～  
大学受験  
複数レベル  
国数英理社

苦手教科を克服

得意教科を伸ばす

つまづいた内容を復習

志望校受験に活用

## 導入するオンライン 学習支援サービスの特徴

4万本以上の

### ①授業動画

理解度を確認する

### ②確認テスト

生徒の学習を支援する

### ③管理機能





## 学校における新型コロナウイルス感染症対策（教育委員会）

### 4月24日以降の動き

2020/5/15現在

日付	国の動き	日付	県の動き
		4月24日	「学校の臨時休業期間の延長について」を教育事務所・支所、各県立学校に通知 ・臨時休業期間を5月31日（日）まで延長し、6月1日（月）再開とする。
		4月27日	「新型コロナウイルス感染症に係る幼稚園の対応について」を市町村教育委員会に通知 ・幼稚園の利用自粛期間を、5月31日まで延長することを依頼。
5月1日	文部科学省が新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について通知	5月1日	新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について教育事務所・支所、各県立学校に通知。
		5月4日	学校における円滑な再開に向けた対応について教育事務所・支所、各県立学校に通知。 ・5/20（水）までは原則登校日を設定しない。 ・再開準備期間（5/21～31）は分散登校、時差登校により登校日を設定する。 ・学校再開後の2週間（6/1～14）は分散登校時差登校を実施し、段階的に対応する。
		5月12日	「県立学校に民間のオンライン学習支援サービスを導入します」を記者発表
		5月13日	学校の教育活動再開に向けた対応について、教育事務所・支所、各県立学校に通知。 ・再開準備期間を5月18日から24日までとする。 ・学校再開を1週間前倒し5月25日からとする。 ・再開後、1週間は分散登校・時差登校を基本的に円滑な学校運営ができることを確認した上で、6月1日から通常授業とする。
		5月13日	幼稚園の教育活動再開に向けた対応について、市町村教育委員会に通知 ・学校同様の対応とすること(5月25日再開)を依頼。



## 私立学校の教育活動再開に向けた対応について

### ○ 私立小・中・高等学校等の休業協力要請期間の延長及び学校における教育活動の円滑な再開に向けた対応について (5月4日)

休業協力要請期間が5月31日(日)まで延長されたこと、及び教育委員会が、学校における教育活動の円滑な再開に向けた対応について県立学校等に通知したことを受け、参考にするよう私立小・中・高等学校・中等教育学校・専修学校高等課程へ通知

### ○ 私立小・中・高等学校等の学校再開の前倒し等について (5月13日)

教育委員会が、学校再開準備期間を5月18日(月)からとし、学校再開を1週間前倒して5月25日(月)からとしたこと等を受け、教育委員会の通知を参考にするよう私立小・中・高等学校・中等教育学校・専修学校高等課程へ通知

### ○ 私立幼稚園の教育活動再開に向けた対応について (5月13日)

教育委員会が、学校再開準備期間を5月18日(月)からとし、学校再開を1週間前倒して5月25日(月)からとしたこと等を受け、教育委員会の通知を添付し、各地域の実情を踏まえて、適切に対応するよう私立幼稚園へ通知



## 社会福祉施設等への対応

### 1 保育所、認定こども園、放課後児童クラブについて

- 5月6日までは、やむを得ず家庭での保育が困難な方に限り保育を実施するなど、感染防止の観点から可能な限り規模を縮小の上、事業を継続するよう市町村へ依頼済み。(4月10日、15日)
- 医療従事者等の確保のため、子どもの預け先がなくなることで医療従事者等が自宅待機、休職又は離職せざるを得ないような状況が発生しないよう、また、偏見や差別により医療従事者等の子どもの預かりが拒否されることがないよう、市町村へ依頼済み。(4月20日)
- 国内及び県内の感染者の状況から、保育所等の規模縮小期間について、5月31日まで延長するよう市町村へ依頼済み。(4月27日)
- 緊急事態宣言が延長された場合においても、保育所等で、保護者に対する相談支援の実施など必要な関与を継続すること、また、必要な方に適切に保育が提供されるよう、改めて市町村へ依頼済み。(5月1日)
- 保育所及び認定こども園については、休業要請の解除等、経済活動の再開に伴い、5月25日から、通常規模での保育の提供に向け準備を進めるよう市町村に依頼済み。また、放課後児童クラブについては、学校の分散登校等の期間中においても、引き続き、午前中から開所する等、適切に対応するよう市町村に依頼済み。(5月13日)

### 2 高齢者・障害者福祉施設等について

- 5月6日までは、日頃から利用者の健康状態や変化の有無等に留意するとともに、面会の制限及び職員のマスクの着用やアルコール消毒、出勤前の体温の計測を徹底するなど感染防止対策を図った上で、原則として事業を継続するよう施設設置者等に依頼済み。(4月10日)
- 高齢者施設等における一層の感染症防止対策の徹底及び感染症発生時における消毒マニュアルの周知による消毒の徹底を、ゴールデンウィーク前に改めて依頼。(4月28日)
- 県緊急事態宣言の延長に伴い、引き続き5月31日までは、感染防止対策を図った上で、原則として事業を継続するよう施設等設置者等に改めて依頼済み。(5月4日)

# 県民生活への対応

## 1 「生活福祉資金貸付制度」の拡充

愛知県社会福祉協議会において実施している生活福祉資金貸付制度に特例措置を設けて、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入が減少した世帯に対し、「緊急小口資金」及び「総合支援資金（生活支援費）」の貸付を実施。

- (1) 貸付窓口 県内の市区町村社会福祉協議会(69ヶ所)  
東海労働金庫(東海ろうきん 緊急小口資金取次センター)
- (2) 受付期間(特例措置分) 2020年3月25日(水)～7月31日(金)  
(終了日は予定)

### (3) 制度の概要

- 緊急小口資金 10万円以内  
学校等休業、個人事業主等の場合は特例として20万円以内
- 総合支援資金(生活支援費) 2人以上世帯:月20万円以内  
単身世帯 :月15万円以内

### (4) 貸付決定件数等(3/25～5/8)

決定件数	決定金額	備考
9,028件	14億5,772万円	緊急小口資金 9,027件 総合支援資金 1件

## 2 「住居確保給付金」の拡充

離職・廃業により住居を失った又は失うおそれがある方に期間を定めて家賃相当額を支給する住居確保給付金について、新型コロナウイルス感染症の影響により、離職・廃業していないものの同程度の状況にある方も対象に加える。

- (1) 支給額 単身世帯の場合37,000円(上限)  
(住所地や世帯構成等により異なる。)
- (2) 申込・相談窓口 自立相談支援機関(市福祉事務所や県福祉相談センター等)
- (3) 支給決定件数(4/20～5/8)

件数	決定額
215件	8,106,500円

## 3 インターネットカフェ等への休業要請に伴う宿泊施設の確保

インターネットカフェ等の休業により、当該施設を利用できなくなった利用者に対し、低額な宿泊料で利用可能な宿泊施設の提供に協力いただける事業者を募集。

- (1) 募集要件  
県内に所在する宿泊料(素泊まり)1泊3,500円以下(消費税を除く)での利用が可能な施設
- (2) 募集期間 2020年4月17日(金)から5月31日(日)まで
- (3) 宿泊施設の紹介 県地域福祉課のWebページで紹介
- (4) 協力宿泊施設数(5/12現在)

協力宿泊施設数	室数
43施設	1,176室

## 4 感染症患者の子どもへの保護について

新型コロナウイルス感染症に保護者が感染し、子どもの養育が困難な家庭については、保護者が退院するまでの間、本県の児童相談センターが一時保護所において子どもを保護する。

### 保護実績

月日	保護児童数
4/21～4/30	2名